

株 主 各 位

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表取締役社長 小澤 洋介

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月22日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成23年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県蒲郡市港町18-2
蒲郡商工会議所1階コンベンションホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第13期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.jpte.co.jp>)に掲載させていただきます。

◎定時株主総会終了後、**事業説明会の開催**を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日）におけるわが国経済は、アジアを中心とする新興諸国の需要拡大に伴う輸出の増加や政府の経済対策効果等により、一部企業には収益の改善が見られたものの、長引くデフレ、円高、原油価格の上昇等に起因する景気動向、そして年度末に発生した東北地方太平洋沖地震の国内経済に与える影響等により、先行きの情勢を見極めることがたいへん困難な状況で推移しました。

再生医療分野では、わが国政府が策定した新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に基づいて、平成22年11月に「医療イノベーション会議」が開催され、平成23年1月に内閣官房の実働部隊として「医療イノベーション推進室」が設置されました。わが国政府により、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発費の投入や基盤整備に取り組むほか、障害となる規制・制度の課題も洗い出す等、官民あけて強力に取り組む方針が打ち出され、日本発の再生医療を生み出すための枠組みができつつあります。

このような状況の下、当社は再生医療製品事業において、自家培養表皮、自家培養軟骨、自家培養角膜上皮の開発を進めてまいりました。

自家培養表皮ジェイスは、平成22年4月1日付の診療報酬改定により「保険算定に関する留意事項」の一つである施設基準が大幅に緩和されたため、当社は該当する医療機関を中心に営業活動を積極的に展開してまいりました。これにより、当事業年度末でジェイス採用施設数は約100施設となりました。また、ジェイスの出荷前製造中止率（総受注件数に対して、患者死亡等の理由により出荷前に製造を中止する割合）を相対的に低くするために、医療機関への啓蒙活動を行ってまいりました。さらにジェイスは、平成23年3月に表皮水疱症の治療を目的として希少疾病用医療機器に指定されました。今後、臨床試験を通じて有用性を検証し、ジェイスの適応拡大に取り組みます。

自家培養軟骨は、平成21年8月に、障害を受けた膝関節軟骨の補綴・修復及び関節機能の改善を目的として、製造販売承認申請を厚生労働省に提出しました。その後、医薬品医療機器総合機構から発せられた照会事項への対応

を進めてまいりました。

自家培養角膜上皮は、治験前の確認申請に適合するため医薬品医療機器総合機構からの照会事項への対応を進めてまいりました。当社は早期に確認申請の適合を受けるため、平成23年1月に製品仕様の一部を変更し、新しい製品仕様で開発を進めることを決定しました。その後、旧仕様の確認申請を取り下げ、新仕様の下で確認申請を提出する準備を進めてまいりました。当該製品は株式会社ニデックからの委託開発であり、当社は速やかに確認申請を再提出し、適合を受けられるよう取り組みます。

研究開発支援事業である研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズについては、動物実験代替を目的として、JaCVAM（日本動物実験代替法検証センター）とOECD（経済協力開発機構）により、ラボサイトを使用した皮膚刺激性試験の標準化作業が進められています。また、新製品として平成22年7月から「ラボサイト 角膜モデル」の販売を開始しました。

こうした結果、当事業年度における売上高は351,574千円（前期比66.1%増）となりましたが、生産部門及び営業部門の人員増加やジェイスの販売促進活動費用の増加等により営業損失1,145,515千円（前期は1,067,402千円の営業損失）、経常損失1,153,146千円（前期は1,096,015千円の経常損失）となり、当期純損失は1,156,986千円（前期は1,099,917千円の当期純損失）となりました。

#### 事業の部門別売上高

| 事業別      | 売上高       |
|----------|-----------|
| 再生医療製品事業 | 308,390千円 |
| 研究開発支援事業 | 43,184千円  |
| 合計       | 351,574千円 |

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、研究設備及びシンガポール駐在所の設備投資等により、総額20,536千円でありました。

### (3) 資金調達状況

当事業年度は増資による4,003,500千円及び短期借入金による300,000千円により総額4,303,500千円の資金調達を実施しました。

増資の内容は次のとおりであります。

| 区分       | 発行株式数   | 1株あたり発行価額 | 調達金額     | 払込期日        |
|----------|---------|-----------|----------|-------------|
| 第三者割当増資  | 75,500株 | 53,000円   | 4,001百万円 | 平成22年10月29日 |
| 新株予約権の行使 | 20株     | 100,000円  | 2百万円     | 平成23年3月17日  |

### (4) 対処すべき課題

当社は、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする。」との企業理念を掲げております。そこで、当社は再生医療の産業化を推進するために、会社に対処すべき課題を以下2分野に大別し、その解決に向けた取り組みを展開しております。

[1] 事業に関連する課題

[2] 経営インフラに関する課題

[1] 事業に関連する課題

[A] 自家培養表皮ジェイスの展開

自家培養表皮ジェイスは、平成21年1月1日付で保険収載されたわが国初の再生医療製品であり、重症熱傷患者の治療を目的とした医療機器です。ジェイスには保険算定に関する留意事項が付与されており、「施設基準」と「算定限度」という条件を満たす場合のみ、国は医療機関に対して保険償還を行います。この中で、平成22年4月の診療報酬改定において施設基準が大幅に緩和されたため、前期まで存在した熱傷治療における地域格差が緩和され、当社は営業活動を展開しやすくなりました。算定限度に関しては、一患者につきジェイス20枚までを保険の対象とするという条件に変更はありません。ゆえに、20枚を超える注文に対しては、当社は人道的観点から当社負担によりジェイスを提供しました。承認の条件である製造販売後臨床試験の実施、使用成績調査の実施及び結果の迅速な開示等は、適切に進めました。

現在、保険算定に関する留意事項の一つである算定限度（枚数制限）の問題を中心に、規制当局と意見交換及び協議を進めております。また、ジェイス事業の効率化、採算性の改善を目的として、製造部門の改善活動に加え、営業面では代理店の開拓ならびに物流システムの構築を展開しております。

[B] 自家培養軟骨の展開

自家培養軟骨は、平成21年8月24日に製造販売承認申請を提出後、1年強が経過しました。この間、医薬品医療機器総合機構から発せられた照会事項への対応と並行して、生産体制ならびに販売体制の整備を進めました。

現在、平成24年3月期の上期までの承認取得に向けて取り組んでいます。これに備えて本社棟3階における生産準備ならびに4階部分への追加製造設備の導入に関する検討を進めております。また、物流や代理店施策等の販売体制ならびに価格戦略の検討を進めております。

[C] 自家培養角膜上皮の展開

自家培養角膜上皮は、株式会社ニデックからの委託開発品です。平成23年1月31日開催の当社取締役会において、製品仕様の一部を変更し、株式会社セルシードと協働しながら開発を進めることを決定しました。

現在、旧仕様の確認申請を取り下げ、新仕様の下で確認申請を提出する準備を進めております。

[D] 研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの展開

ラボサイトシリーズは拡販に努める一方で、JaCVAM（日本動物実験代替法検証センター）とOECD（経済協力開発機構）が展開している皮膚刺激性試験の標準化作業に必要なデータ等を提供しました。当社は、当該製品が公式な試験方法として評価されることにより、本製品の販売促進に繋がると考えております。

現在、ラボサイトシリーズの新規顧客開拓とユーザーからの受託試験を積極的に展開しております。

[E] 探索研究の展開

当社は、既存の製品パイプラインに加え、将来のティッシュ・エンジニアリング製品の上市に向け、探索的研究に関して経営資源を投入する必要があると考えております。そのために、次期パイプライン候補として、何にどのように取り組むべきかのフレームワークを策定し、新製品の探索研究を進めております。

[F] 事業のグローバル展開

当社は、海外への技術移転、研究開発のシーズ探索を中心とした海外企業・研究機関との提携及び共同、海外における製造・販売の事業化等、当社が永続的に成長するためにはグローバルな展開が必要であると考えております。そのために、平成22年12月にグローバル展開の第一歩として、シンガポール共和国に駐在員事務所を開所し、シンガポールを拠点として海外展開を進めております。

## [2] 経営インフラに関する課題

### [A] 工場機能の最適化

当社は、自家培養表皮ジェイスの製造販売承認取得と共に製造施設のQMS（品質マネジメントシステム）適合を取得しました。組織受入から製品出荷まで一貫した商用生産体制を構築し、継続した改善活動を展開しております。また、将来受注が増加した場合にも対応できるよう、コストダウン、知識・ノウハウ・技術の共有化、生産計画の最適化、情報化の推進を進めております。また、ジェイスとラボサイトシリーズの生産最適化に加え、自家培養軟骨の生産体制の準備も進めております。

### [B] 営業体制の整備・拡充

当社は、自家培養表皮ジェイスの製造販売承認取得後、速やかに受注・販売活動を行う体制を整備してまいりました。各種販促ツール、マニュアルの作成、医療機関向け資料などを継続的に充実させております。また、代理店の開拓ならびに物流システムの構築を展開します。

### [C] 信頼性保証体制の構築

当社は、再生医療製品事業ならびに研究開発支援事業双方のQMSにおける信頼性保証業務を一元管理することを目的とし、信頼性保証体制の構築を行ってまいりました。QMSを管理する品質保証業務、再生医療製品の各種厚生労働省令への適合性確認と信頼性確保を行う薬事監査業務に加え、再生医療製品の安全確保と安全性情報の収集・評価・報告業務を担当する安全管理業務を適切に運用します。

### [D] PIR（PR&IR）の推進

当社は、上場企業として、情報の適時開示体制を構築し、適切に情報開示を行っております。株主ならびに投資家へのIR活動に加え、再生医療事業推進のための世論形成を目的としたPR活動も積極的に展開します。

### [E] 内部統制報告制度への対応

金融商品取引法の下、平成20年4月から適用された内部統制報告制度に対応するため、当社の内部統制体制をさらに強固なものにする必要があります。会社法の下で展開してきたコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の活動に加えて、財務報告の信頼性を確保するための仕組みを構築し運用しております。内部統制体制強化のため、今後も継続的に改善を進めます。

[F] 人事制度の改革

当社の業務拡大と人材の多様化に伴い、平成20年度に人事制度を改定しました。これにより、当社が求める人材の獲得と育成を加速させることを目指しております。また、会社の経営方針・目標を達成するための管理制度も見直し、継続的に改善を進めてまいります。

[G] 社屋拡張計画の策定・実行

当社の業務拡大と社員数の増加に伴い、研究施設と事務エリアの不足に対応するため、平成21年6月に株式会社ニデックより隣接棟を取得しました。また、中期事業計画では、自家培養軟骨のための生産設備の実装も予定しております。事業の進捗度合いを勘案し、適切に社屋の拡張を行ってまいります。

[H] 財務体質の強化

当社は、研究開発型ベンチャー企業であり、再生医療製品事業の自家培養製品が販売されるようになるまでは多額の製品開発費用が先行して必要となります。そのため、継続的な営業損失が発生するとともに営業キャッシュ・フローもマイナスとなります。当事業年度におきましては、富士フィルム株式会社を割当先とする約40億円の第三者割当増資を行い財務体質の強化に努めました。今後も自家培養表皮ジェイスを中心として売上増加をはかり、営業キャッシュ・フローを改善していくことと並行して、財務体質を強化するために、必要に応じて間接金融または直接金融を活用した資金調達を実施し、資金需要に備える予定です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 平成19年度<br>第10期 | 平成20年度<br>第11期 | 平成21年度<br>第12期 | 平成22年度<br>(当期)第13期 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 111,752        | 114,724        | 211,659        | 351,574            |
| 経 常 損 益 (千円)   | △1,049,967     | △1,113,962     | △1,096,015     | △1,153,146         |
| 当 期 純 損 益 (千円) | △1,086,238     | △1,133,985     | △1,099,917     | △1,156,986         |
| 1株当たり当期純損益 (円) | △13,074.45     | △11,218.14     | △10,808.51     | △8,314.25          |
| 総 資 産 (千円)     | 4,327,250      | 3,453,340      | 3,197,783      | 5,831,953          |
| 純 資 産 (千円)     | 3,532,472      | 2,418,487      | 1,641,569      | 4,488,083          |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。

**(6) 重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）**

当社は、再生医療製品及び研究開発支援製品の開発、製造、販売を事業として営んでいますが、その概要は次のとおりであります。

- ・再生医療製品事業 … 自家培養技術を利用した再生医療製品（表皮、軟骨、角膜上皮）の研究開発・製造・販売、受託開発
- ・研究開発支援事業 … 研究用ヒト培養組織の開発・製造・販売

**(8) 主要な事業所（平成23年3月31日現在）**

本社 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1

**(9) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）**

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 106名 | 15名増      | 34.5歳 | 4.6年   |

(注) 上記の従業員にはパート18名及び嘱託社員10名は含まれておりません。

**(10) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）**

| 借入先           | 借入残高      |
|---------------|-----------|
| 独立行政法人医薬基盤研究所 | 241,750千円 |
| 蒲郡信用金庫        | 697,000千円 |
| 三河信用組合        | 70,012千円  |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行済株式の総数 182,821株  
(2) 株主数 7,084名  
(3) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                               | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|---------|---------|
| 富士ファイルム株式会社                         | 75,500株 | 41.29%  |
| 株式会社ニデック                            | 21,136  | 11.56   |
| 富山化学工業株式会社                          | 8,292   | 4.53    |
| 株式会社 I N A X                        | 4,492   | 2.45    |
| 三菱UFJキャピタル株式会社                      | 4,350   | 2.37    |
| 桑 田 武 志                             | 2,170   | 1.18    |
| ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業<br>有 限 責 任 組 合 | 2,015   | 1.10    |
| 中 部 飼 料 株 式 会 社                     | 2,000   | 1.09    |
| 三井住友海上火災保険株式会社                      | 1,500   | 0.82    |
| ガステックサービス株式会社                       | 1,500   | 0.82    |

(注) 株式会社 I N A X は平成23年4月1日より株式会社 L I X I L に社名を変更しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

第三者割当増資により、新株式を75,500株発行し、発行済株式の総数は75,500株増加しております。

新株予約権の権利行使により、新株式を20株発行し、発行済株式の総数は20株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数  
2,588個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式2,588株（新株予約権1個につき1株）
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価額）               | 行使期限       | 個数     | 保有者数 |
|-------------------|------------------------|------------|--------|------|
| 取締役<br>（社外取締役を除く） | 第1回<br>（1個当たり100,000円） | 平成26年12月6日 | 1,180個 | 5名   |
| 取締役<br>（社外取締役を除く） | 第5回<br>（1個当たり200,000円） | 平成29年6月26日 | 80個    | 2名   |

#### (2) 当該事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|----------|-----------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 小 澤 洋 介   |                                      |
| 専務取締役    | 大須賀 俊 裕   | コンプライアンス担当<br>信頼性保証部長                |
| 常務取締役    | 畠 賢 一 郎   | 研究開発部長<br>製品開発部・薬事部管掌                |
| 取 締 役    | 森 由 紀 夫   | 生産技術部長<br>生産統括部管掌                    |
| 取 締 役    | 黒 田 享     | 営業部長                                 |
| 取 締 役    | 大 林 正 人   | 経営管理部長<br>経理部管掌                      |
| 取 締 役    | 能 村 邦 宏   | 富山化学工業株式会社 専務執行役員                    |
| 取 締 役    | 倉 橋 清 隆   | 株式会社ニデック 取締役                         |
| 取 締 役    | 中 村 勝 光   |                                      |
| 取 締 役    | 大 谷 正 明   | 富士フィルム株式会社<br>ヘルスケア事業統括本部医薬品事業部次長    |
| 常勤監査役    | 小 林 一 三 武 |                                      |
| 監 査 役    | 加 藤 孝 浩   | 公認会計士 税理士<br>クローバー・ブレイン株式会社<br>代表取締役 |
| 監 査 役    | 石 川 俊 一 郎 | 富山化学工業株式会社<br>経営企画部担当部長              |

(注) 1. 取締役能村邦宏、倉橋清隆、中村勝光、大谷正明の各氏は、社外取締役であります。  
監査役小林一三武、加藤孝浩、石川俊一郎の各氏は、社外監査役であります。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

#### ①就任

平成22年6月22日開催の第12期定時株主総会において、石川俊一郎氏は監査役に、平成22年10月28日開催の臨時株主総会において、大谷正明氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

#### ②退任

室谷美晴氏は、平成22年6月22日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

3. 常勤監査役小林一三武氏は、株式会社ニデックにおける取締役財務部長の経歴があり、財務、決算手続及び計算書類等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、監査役加藤孝浩氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分       | 支 給 人 員 | 支 給 額    | 摘 要 |
|-----------|---------|----------|-----|
| 取 締 役     | 6 名     | 73,491千円 |     |
| 社 外 取 締 役 | 4 名     | 3,965千円  |     |
| 社 外 監 査 役 | 4 名     | 8,951千円  |     |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給分とは含まれておりません。  
2. 平成18年6月29日開催の第8回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内、平成16年6月30日開催の第6回定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年額500万円以内と決議をいただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役能村邦宏氏は、富山化学工業株式会社専務執行役員であります。なお、富山化学工業株式会社は当社の大株主であります。

取締役倉橋清隆氏は、株式会社ニデック取締役であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社より委託契約に基づく受託開発を行っております。

取締役大谷正明氏は、富士フィルム株式会社ヘルスケア事業統括本部医薬品事業部次長であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社と資本・業務提携契約を締結しております。

監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役であります。なお、同法人と当社との間に取引関係はありません。

監査役石川俊一郎氏は、富山化学工業株式会社経営企画部担当部長であります。

### ② 他の会社の社外役員との兼任状況

該当事項はありません。

### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

平成22年度の取締役会は20回開催され、倉橋取締役、中村取締役、小林監査役及び加藤監査役はすべてに出席し、石川監査役は平成22年6月に就任後に開催された取締役会のすべてに出席し、大谷取締役は平成22年10月に就任後に開催された取締役会のすべてに出席し、能村取締役は20回開催のうち19回出席し、当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

平成22年度の監査役会は14回開催され、小林監査役、加藤監査役はすべてに出席し、石川監査役は就任後に開催された監査役会10回開催のうち9回出席し、法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

当社と小林監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,260万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

当社と加藤監査役及び石川監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

⑥ 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑦ ①～⑥の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当期において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

11,000千円

#### ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を継続的に整備する。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業理念に謳われているその精神を、代表取締役社長が繰り返し役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を事業活動の前提とすることを徹底するとともに、当社にて策定済みのコンプライアンス・ポリシーを役職員に周知させる。コンプライアンス担当役員（常勤取締役の中から任命）は、コンプライアンス活動を統括する。さらに、役職員各自に配布済みのコンプライアンス・マニュアルを、各自が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、当社役職員は、反社会的勢力対応マニュアルに則り、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を排除し、毅然たる対応によって断固たる対決を図る。これらの徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するものとし、同部を中心に役職員への教育等を行う。内部監査室は、監査役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス委員会は、各規程や体制の継続的な改善を図る。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、社員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を運用する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保管する。取締役及び監査役は、文書管理規程に基づいてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの部署においてリスクを把握し、必要な対応策を講じるものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が主体となって行うものとする。リスクはリスク管理規程に基づいて分類され、リスクの種類に応じた対

応策を定め、対処する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標ならびに会社の権限配分及び意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことによる全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。  
当社設立の趣旨、企業理念及び経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内に情報開示担当役員（常勤取締役の中から任命）を置き、その統括の下に情報開示を検討する会議を設け、適時情報開示を適切に実施するとともに、IR説明会等へのサポートを実施する。代表取締役社長は、率先して会社のスポークスマンを務めるものとする。
- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
現在は当社には該当しない項目であるが、単一企業として、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限ならびに責任を与えており、経営管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、経営管理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、経営管理部長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役または社員は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況ならびに内部通報制度による通報情報及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役ならびに監査役及び監査役会との協議により決定する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会と代表取締役社長、各取締役、監査法人それぞれの間で定期的な意見交換を行う。また、監査役が求める会議等には支障なく出席できるように取り計らう。

⑨ 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制ならびにその他法令・諸規則等に定める情報開示について適切に行なわれるための体制を情報開示担当役員が中心となって整備し、継続的に改善する。また、情報セキュリティ担当役員（常勤取締役の中から任命）は、情報を適正に取り扱うために情報セキュリティ・ポリシーを定め、情報セキュリティ・ポリシーを役職員に周知させる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

## ② 基本方針実現のための取り組み

### a) 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的変化をもたらすティッシュ・エンジニアリング（組織工学：生きた細胞を使い本来の機能をできるだけ保持した組織・臓器を人工的に作り出す技術）をベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることが信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。平成19年10月に日本初の製造販売承認を取得し、平成21年1月より保険適用となった再生医療製品、自家培養表皮ジェイスをはじめとした薬事法の適用を受ける再生医療製品事業と、現在販売中であります薬事法の適用を受けない研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの研究開発支援事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画書を策定し、経営方針として事業推進強化、経営基盤強化を掲げ、全社員に伝達することにより目標の共有化を図っています。事業推進強化のため当社は、第一に、再生医療製品のメーカーとして、製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイスの製造販売活動を推進し、安定供給体制を構築するとともに、新たなビジネスモデルの確立を目指しています。次に自家培養軟骨の製造販売承認の取得、及び受託開発に基づく自家培養角膜上皮の確認申請の提出に向けた活動を推進しています。これらの3本柱を順に製品として市場に送り出し、製造販売することにより、収益を拡大することができるものと考えます。また、並行して海外展開を含めた次期製品ならびに将来事業の開発を推進しています。さらに、研究開発支援事業につきましては、研究用ヒト培養組織の販売拡大に注力するとともに、同製品のラインナップを増やすべく研究開発を進めています。これらの再生医療製品の開発、製造販売、ならびに研究開発支援事業製品の販売拡大が、当社の企業価値の大きな要素となっています。

一方、経営基盤強化のため、適切な情報開示体制、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動、多くの投資家の要望に応えることができる積極的なIR体制及び内部統制を実現する上で適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する情報システム体制の維持、改善に努めるとともに事業の進

捗と歩調を合わせた設備計画を推進しています。また、平成20年4月に改定した人事制度により、一層魅力のある職場環境の実現に努め、当社の永続的成長に不可欠な社員の育成・充実を図り、海外展開をも視野に入れた人材の強化を図ることができるものと考えます。

このような当社の創業以来の取り組みの積み重ねが、現在の企業価値の源泉になっています。当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

#### b) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

当社が扱うヒト細胞・組織を利用したすべての再生医療製品は、薬事法の適用を受けるため、当社は薬事法を遵守して事業を展開しています。

当社は経営環境の著しい変化に対応し、経営の透明性実現のため、以下のような内部統制システムを構築しています。

当社の取締役会は10名で構成され、その内4名は社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。特に社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、代表取締役や社内取締役の独走を牽制しています。

また、監査役は取締役会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査しています。3名の社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について審査を行うこと、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員3名、外部委員7名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設けています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。主管部署は経営管理部が担当していますが、総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検

討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報開示担当役員である専務、社長に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し、対処することとしています。

- c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年5月14日開催の第129回取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」という）」の導入を決議し、平成20年6月25日開催の当社第10期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました。

- ③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
  - a) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」の第11条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も充足しております。

- b) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは取締役会の導入決議後、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たものであり、その有効期間は3年間と定められ、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議

がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

d) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、その内容として、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

e) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のことから、本プランは、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランの詳細につきましては、平成20年5月14日発表の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

(ご参考)

本プランの有効期限は、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は平成23年5月20日開催の取締役会において、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、再生医療製品事業への先行投資の段階にあり、研究開発活動を継続的に実施していく必要があることから、研究開発資金の確保を優先する方針です。しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当も検討する所存です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に残念ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

~~~~~

(注) 本報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,356,503	流動負債	472,842
現金及び預金	4,182,923	支払手形	35,897
受取手形	5,192	一年内返済予定の長期借入金	244,492
売掛金	72,832	未払金	110,092
仕掛品	9,926	未払費用	8,276
原材料及び貯蔵品	48,305	未払法人税等	21,625
前渡金	15,652	前受金	247
前払費用	9,872	預り金	4,397
その他	11,798	賞与引当金	45,425
固定資産	1,461,885	その他	2,388
有形固定資産	1,417,673	固定負債	871,027
建物	812,245	長期借入金	764,270
構築物	5,372	役員退職慰労引当金	100,200
機械及び装置	42,268	その他	6,557
車両運搬具	97	負債合計	1,343,870
工具器具及び備品	19,874	(純資産の部)	
土地	537,814	株主資本	4,488,083
無形固定資産	36,139	資本金	7,716,700
商標権	65	資本剰余金	5,546,700
ソフトウェア	35,394	資本準備金	5,546,700
その他	679	利益剰余金	△8,775,316
投資その他の資産	8,072	その他利益剰余金	△8,775,316
出資金	20	繰越利益剰余金	△8,775,316
長期前払費用	926	純資産合計	4,488,083
その他	7,126	負債及び純資産合計	5,831,953
繰延資産	13,564		
株式交付費	13,564		
資産合計	5,831,953		

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		351,574
売 上 原 価		363,085
売 上 総 損 失		11,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,134,003
営 業 損 失		1,145,515
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	878	
受 取 配 当 金	0	
助 成 金 収 入	28,788	
雑 収 入	2,290	31,958
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,689	
株 式 交 付 費 償 却	8,178	
雑 損 失	3,721	39,590
経 常 損 失		1,153,146
税 引 前 当 期 純 損 失		1,153,146
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,840
当 期 純 損 失		1,156,986

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成22年3月31日残高	5,714,950	3,544,950	△7,618,330	1,641,569	1,641,569
事業年度中の変動額					
新株の発行	2,001,750	2,001,750		4,003,500	4,003,500
当期純損失			△1,156,986	△1,156,986	△1,156,986
事業年度中の変動額合計	2,001,750	2,001,750	△1,156,986	2,846,513	2,846,513
平成23年3月31日残高	7,716,700	5,546,700	△8,775,316	4,488,083	4,488,083

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 4年～7年

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間の定額償却によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金	100,250千円
建物	809,616千円
土地	537,814千円
計	<u>1,447,681千円</u>

担保に係る債務

シンジケート保証契約による求償債務	241,750千円
長期借入金	600,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 925,415千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	107,301株	75,520株	—	182,821株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当による75,500株の新株式発行（払込期日：平成22年10月29日）及び新株予約権の行使による20株の新株式発行であります。

(2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類	前事業年度末の新株予約権の目的となる株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の新株予約権の目的となる株式数
普通株式	2,398株	231株	41株	2,588株

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

2. 当事業年度における新株予約権の目的となる株式の増加は、権利行使期間の到来によるものであり、減少は、新株予約権の行使20株及び権利の喪失21株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	18,420千円
役員退職慰勞引当金	40,631千円
繰越欠損金	2,648,103千円
未払事業税	7,211千円
その他	3,459千円
繰延税金資産小計	2,717,825千円
評価性引当額	△2,717,825千円
繰延税金資産合計	—

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機 械 及 び 装 置	7,584	1,264	6,320
工 具 器 具 及 び 備 品	4,746	3,243	1,502
合 計	12,330	4,507	7,822

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2,845千円
1年超	4,977千円
合計	7,822千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	2,213千円
減価償却費相当額	2,213千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は設備投資資金及び運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（※） （千円）	時価（※） （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	4,182,923	4,182,923	—
(2) 受取手形	5,192	5,192	—
(3) 売掛金	72,832	72,832	—
(4) 支払手形	(35,897)	(35,897)	—
(5) 未払金	(110,092)	(110,092)	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	(244,492)	(247,123)	△2,631
(7) 長期借入金	(764,270)	(765,518)	△1,248

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	富士フィルム株式会社	(被所有)直接 41.29	業務提携 役員の兼任 1名	諸経費の立替払 注2.(1)	1,309	立替金	1,309
				第三者割当増資 注2.(2)	4,001,500	—	—
主要株主	株式会社ニデック	(被所有)直接 11.56	当社への開発委託 役員の兼任 1名	受託開発収入 注2.(3)	89,249	売掛金	18,553
				動物施設等の賃借 注2.(4)	1,056	—	—
				諸経費の立替払 注2.(5)	1,790	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 富士フィルム株式会社への諸経費の立替払いは、セミナー開催費等の支払いのうち、富士フィルム株式会社負担分について当社が一時的に立替払いをしたものであります。
- (2) 富士フィルム株式会社の当社第三者割当増資については、平成22年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づいて行ったものであります。
- (3) 株式会社ニデックからの受託開発収入は契約をもとに決定しております。
- (4) 株式会社ニデックへの動物施設等の賃借料は、賃借期間や管理者人件費等を勘案して決定しております。なお、本取引は平成22年9月30日をもって終了しております。
- (5) 株式会社ニデックへの諸経費の立替払いは、コンサルティング料等の支払いのうち、株式会社ニデック負担分について当社が一時的に立替払いをしたものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 24,549円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 8,314円25銭 |

※1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	1,156,986千円
普通株式に係る当期純損失	1,156,986千円
普通株式の期中平均株式数	139,157株

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 本報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり純資産額及び当期純損失は単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月19日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等からは本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を、有限責任監査法人トーマツからは会計監査の時点において財務報告に係る内部統制の重要な欠陥は認識していない旨の報告を受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 5月20日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング監査役会

常勤監査役 小林 一三武 ㊟

監査役 加藤 孝 浩 ㊟

監査役 石川 俊一郎 ㊟

(注) 監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を当社監査役と同任期の4年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了までとする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了までとする。</p> <p><u>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おざわ ようすけ 小澤 洋介 (昭和39年2月18日生)	昭和63年6月 財団法人SR Iインターナショナル入社 平成8年1月 株式会社ニデック入社 平成10年12月 NIDEX Technologies Srl. (イタリア) 取締役 平成13年4月 NIDEX Technologies America, Inc. (米国) 取締役 平成16年6月 当社入社、代表取締役社長(現任)	1,220株
2	おおす かとしひろ 大須賀 俊裕 (昭和32年1月15日生)	昭和55年3月 ナトコベイント株式会社(現 ナトコ株式会社)入社 昭和61年10月 株式会社ニデック入社 平成11年2月 同社から出向、当社管理統括取締役 平成15年4月 株式会社ニデックから転籍 平成16年6月 当社専務取締役経営管理部・経理部管掌 平成19年4月 当社専務取締役コンプライアンス担当 経営管理部長 経理部管掌 平成19年5月 当社専務取締役コンプライアンス担当 経営管理部・経理部管掌 平成21年4月 当社専務取締役コンプライアンス担当 信頼性保証部・経営管理部・経理部管掌 平成21年6月 当社専務取締役コンプライアンス担当 信頼性保証部管掌 平成22年4月 当社専務取締役コンプライアンス担当 信頼性保証部長 平成23年4月 当社専務取締役信頼性保証部管掌(現任)	405株
3	はた けいいちろう 畠 賢一郎 (昭和39年8月14日生)	平成7年4月 名古屋大学医学部附属病院歯科口腔外科非常勤医員 平成8年4月 名城病院歯科口腔外科非常勤医員 平成9年5月 名古屋大学医学部附属病院歯科口腔外科非常勤医員 平成9年8月 名古屋大学医学部口腔科学講座文部教官助手任官 平成11年4月 名古屋大学医学部附属病院歯科口腔科文部教官助手任官 平成12年4月 名古屋大学医学部組織工学(J-TEC)寄附講座助教授 平成14年6月 名古屋大学医学部附属病院遺伝子・再生医療センター助教授 平成16年1月 もり歯科医院 平成16年10月 当社入社、研究開発部長 平成16年12月 当社取締役研究開発部長 平成18年4月 当社取締役研究開発部長兼営業部長 平成21年4月 当社取締役研究開発部長 平成21年6月 当社常務取締役研究開発部長 平成21年10月 当社常務取締役研究開発部長兼薬事部長 製品開発部管掌 平成22年4月 当社常務取締役研究開発部長 製品開発部・薬事部管掌(現任)	30株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	もり ゆきお 森 由紀夫 (昭和35年7月18日生)	昭和58年4月 富山化学工業株式会社入社 平成11年2月 同社から出向 平成16年4月 当社製造部長 平成16年6月 富山化学工業株式会社から転籍、当社取締役製造部長 平成18年1月 当社取締役生産統括部長 平成22年4月 当社取締役生産技術部長 生産統括部管掌 平成23年4月 当社取締役生産統括部長 (現任)	35株
5	くろだ とおる 黒田 享 (昭和38年6月7日生)	昭和63年4月 ジョンソン・エンド・ジョンソンメディカル株式会社入社 (現 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社) 平成11年9月 当社入社 平成16年4月 当社薬事部長 平成17年4月 当社薬事・安全管理統括部長 平成18年6月 当社取締役薬事・安全管理統括部長 平成19年4月 当社取締役信頼性保証部長兼薬事部長 平成21年4月 当社取締役営業部長 信頼性保証部管掌 平成22年4月 当社取締役営業部長 (現任)	41株
6	おおばやし まさひと 大林 正人 (昭和31年10月6日生)	昭和55年4月 株式会社名古屋相互銀行 (現 株式会社名古屋銀行) 入行 平成9年10月 株式会社岡崎グリーン入社 平成19年5月 当社入社、経営管理部長 平成21年6月 当社取締役経営管理部長 経理部管掌 平成23年4月 当社取締役コンプライアンス担当 経営管理部長 経理部管掌 (現任)	19株
7	のむらくに ひろ 能村 邦宏 (昭和21年9月2日生)	昭和45年4月 富山化学工業株式会社入社 平成7年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社常務執行役員 平成15年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 当社取締役 (現任) 平成19年10月 富山米国株式会社米国法人取締役社長 平成20年6月 富山化学工業株式会社専務執行役員 平成21年6月 同社専務執行役員 (現任)	—
8	くら はしきよ たか 倉橋 清隆 (昭和28年11月24日生)	昭和51年4月 株式会社東海銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成15年9月 同行から株式会社ニデックへ出向 平成16年4月 株式会社ニデック入社 平成16年6月 同社経理部長 平成18年4月 同社スタッフ統轄本部長 平成18年6月 当社取締役スタッフ統轄本部長 (現任) 平成20年6月 当社取締役 (現任)	—
9	なかむら かつみつ 中村 勝光 (昭和15年1月1日生)	昭和38年4月 中部飼料株式会社入社 平成8年6月 当社取締役水産事業部長 平成12年3月 同社常務取締役岡山工場長 平成14年4月 同社専務取締役管理本部長 平成20年6月 当社取締役 (現任)	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
10	おお たに まさ あき 大谷正明 (昭和30年5月17日生)	昭和53年4月 富士写真フィルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社 平成14年4月 同社FPD材料事業部担当部長 平成22年6月 富士フイルム株式会社ヘルスケア事業統括本部医薬品事業部次長(現任) 平成22年10月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 能村邦宏、倉橋清隆、中村勝光及び大谷正明の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として職務を適切に遂行できるものと会社が判断した理由

本議案における社外取締役候補者の各氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断したためであります。

4. 能村邦宏、倉橋清隆、中村勝光及び大谷正明の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、能村邦宏氏は5年、倉橋清隆氏及び中村勝光氏は3年、大谷正明氏は8ヶ月となります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第27条第1項において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、各社外取締役候補者が社外取締役に就任された場合には、社外取締役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

社外監査役小林一三武氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社の定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
お が わ た だ ひ こ 小川忠彦 (昭和22年8月1日生)	昭和46年3月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成6年10月 東海フィナンシャルサービス(米国) 会長 平成10年5月 株式会社東海銀行 本店営業部第3部長 平成11年5月 同行から株式会社村上開明堂へ出向 平成12年6月 同社取締役経理部兼総務部長 平成13年6月 同社常務取締役 平成22年6月 同社顧問(現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小川忠彦氏は、社外監査役候補者であります。

3. 監査役候補者の選任理由等

株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)及び株式会社村上開明堂における豊富な経験と幅広い見識等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただきたいためであります。

4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役が期待される提言を充分発揮できるよう、現行定款第35条第2項において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、小川忠彦氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
こばやし いさむ 小林 一三武 (昭和17年2月5日生)	昭和60年1月 株式会社ニデック入社 平成11年2月 当社監査役(現任) 平成12年6月 株式会社ニデック取締役	30株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林一三武氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者の選任理由
当社における監査役(平成11年2月就任、現在に至る)としての専門知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただきたいためであります。
4. 補欠の社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される提言を充分発揮できるよう、現行定款第35条第2項において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、小林一三武氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任されます監査役小林一三武氏(平成14年6月より常勤監査役として就任)に対し、在任中の功労に報いるため、当社監査役退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴
こばやし いさむ 小林 一三武 (昭和17年2月5日生)	平成11年2月 当社監査役(現任)

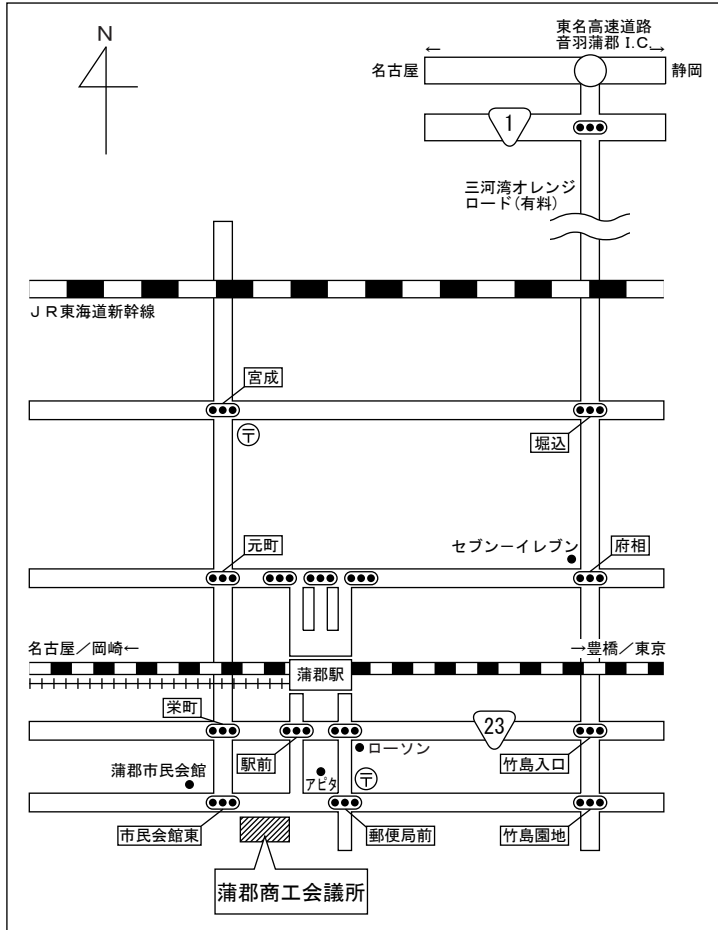
以上

株主総会会場ご案内図

会場：愛知県蒲郡市港町18-23

蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール

TEL 0533-68-7171



交通 JR東海道本線蒲郡駅南口から徒歩5分

名鉄蒲郡線蒲郡駅南口から徒歩5分